

消防設備点検資格者講習事業に関する政策評価

根拠法令	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号） 第31条の6第6項	評価実施 時期	令和2年12月															
事務・事業 の目的	<p>消防用設備等は、火災を初期段階で消し止め、速やかに火災の発生を報知し、避難を行わせ、又は消防隊の活動に利便を提供するためのものであって、火災による被害の軽減を図るといふ消防の主要目的を達成するために不可欠なものである。火災時に一定水準以上の性能を確実に発揮できることが必要であり、正しく設置・維持管理されていない場合には被害が甚大になるおそれがある。</p> <p>そのため、消防用設備等の設置・維持管理の状況を点検することが可能な専門的な知識及び技術を有する消防設備点検資格者の確保をするため、消防設備点検資格者講習が行われている。</p>																	
事務・事業 の必要性等	<p>消防設備点検資格者講習の実施に当たっては、必要な知識及び技能を習得させるため、その内容について一定以上の水準が確保されるとともに、講習の業務が適正かつ公正に行われなければならないこと、5年ごとに再受講が義務づけられているため継続的な講習事業の提供が求められることから、そのための体制を確保可能な第三者の登録講習機関が当該講習事業を担うことが必要である。</p> <p>また、地域によって受講者数にばらつきがあることなどにより、各消防機関が個別に講習を行うことが必ずしも合理的ではない場合がある。</p> <p>近年のホテルや小規模社会福祉施設、有床診療所等における火災を受けた消防法令の改正により、小規模社会福祉施設や病院、有床診療所に係る消防用設備等の設置基準が見直されるなど、消防設備点検資格者の必要性はより一層大きくなっている。このような状況において、消防設備点検資格者講習（5年ごとに義務づけられている再講習を含む）の受講者数は安定的に推移しており、消防設備点検資格者の安定的な確保に資していることから、当該制度は有効に機能している。</p> <p>○登録講習機関による講習受講者数の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>24,168人</td> <td>23,696人</td> <td>24,483人</td> <td>23,742人</td> <td>22,728人</td> </tr> </tbody> </table>						年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	受講者数	24,168人	23,696人	24,483人	23,742人	22,728人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度													
受講者数	24,168人	23,696人	24,483人	23,742人	22,728人													
評価の結果	<p>今後も、火災による被害の軽減を図るためには、消防用設備等の点検制度の維持・推進を図っていくことが重要であり、引き続き、登録講習機関において消防設備点検資格者講習事業を実施していくことが必要である。</p>																	
学識経験を 有する者の 知見の活用	<p>一般財団法人日本消防設備安全センターでは、当該講習事業が適正かつ公正に実施されていることについて、毎年度、大学教授等の第三者を含めた理事会に諮り、承認を得ている。</p>																	

政策評価を
行う過程に
おいて使用
した資料そ
他の情報

一般財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等
<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価